

警報発令時のおひさまセンターの臨時休所について

以下の場合には利用者の安全の為に、臨時休所とし、決定次第ホームページへ掲載します。
またコロナ対策期間中は変動がありますので、お出かけ直前にご確認下さい。

気象庁が 暴風・暴風雪・大雪警報を発表した場合

または、

今治市が 桜井・国分・富田地区に『警戒レベル3』以上を発出した場合

▶高齢者等(乳幼児含む)避難開始

🏠 10時までに解除された場合 → 11時から開所
正午までに解除されない場合 → 1日休所